

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年四月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九一六一九二

人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

別表第一 適用区分表（第一条第一項—第三項関係）		
勤務箇所	職員	調整数
勤務箇所	職員	調整数
勤務箇所	職員	調整数

会計検査院、人事院、内閣官房（内閣サイバーセキュリティの確保、情報システムの整備若しくは管理又はコンタクトセンターを除く。）、宮内庁、公正取引委員会、警察	サイバーセキュリティの確保、情報システムの整備若しくは管理又はコンタクトセンターを除く。）、宮内庁、公正取引委員会、警察
融庁、消費者庁、デジタル限る。）	サイバーセキュリティの確保、情報システムの整備若しくは管理又はコンタクトセンターを除く。）、宮内庁、公正取引委員会、警察

人事院、内閣官房（内閣サイバーセキュリティの確保、情報システムの整備若しくは管理又はコンタクトセンターを除く。）、宮内庁、公正取引委員会、警察	サイバーセキュリティの確保、情報システムの整備若しくは管理又はコンタクトセンターを除く。）、宮内庁、公正取引委員会、警察
融庁、消費者庁、デジタル限る。）	サイバーセキュリティの確保、情報システムの整備若しくは管理又はコンタクトセンターを除く。）、宮内庁、公正取引委員会、警察

府、総務省、

法務省、出入

国在留管理

府、外務省、

財務省、国税

府、文部科学

省、厚生労働

省、農林水産

省、林野庁、

経済産業省、

国土交通省、

環境省及び原

子力規制委員

法務省、出入

国在留管理

府、外務省、

財務省、国税

府、文部科学

省、厚生労働

省、農林水産

省、林野庁、

経済産業省、

国土交通省、

環境省及び原

子力規制委員

会  
子力規制委員

			一の二～二	会
		(略)	(略)	
	三 区検察庁			
（人事院の定める られた検察事務官 の規定に基づき検 察官の事務を取り 扱うことを命ぜら れることを命ぜら れた検察事務官 （人事院の定める	検察庁法（昭和二 十二年法律第六十 一号）附則第二条	一	(略)	

			二の二 婦人補	導院	三 区検察庁	一の二～二	会
		(略)	(略)				
（人事院の定める られた検察事務官 の規定に基づき検 察官の事務を取り 扱うことを命ぜら れた検察事務官 （人事院の定める	検察庁法（昭和二 十二年法律第六十 一号）第三十六条	一	(2) 看護師	(1) 医師	(略)	(略)	
		一	四				

附 則

者に限る。)

四〇二十二

(略)

(略)

(略)

者に限る。)

四〇二十二

(略)

(略)

(略)

年四月一日から適用する。

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一六別表第一第三号の規定は、令和五